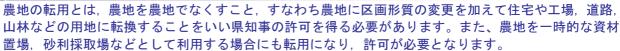


農地の転用[農地法4条・5条申請]





提出する書類 次の書類の他に必要となる書類がある場合もありますので事務局でご確認ください。

は張所 (宮之浦)) ↑の1ないし1000分の1)		
かの1ないし1000分の1)		
記載されている住所と違う場		
記載されている住所と違う場		
土地所有者の現住所が土地登記簿謄本に記載されている住所と違う場合(住民票で確認できるものであれば住民票でもよい)		
農業委員会事務局		
土地改良区内にある場合		
,養鶏1000羽以上の場合		
土地取得費を含む総事業計画費が300万円を超える場合		
場合は、その旨の書類		
Ī		



転田許可基準 幕地の転用申請は次の「立地基準」と「一般基準」の双方の点から審査を行ないます。

		内容	許 可 の 方 針				
立地	農用地区域内 農 地	市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域 に指定された農地	原則不許可(農用地利用計画において指 定された用途の場合等は許可)				
	甲種農地	市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地等 特に良好な営農条件を備えている農地	原則不許可(土地収用法対象事業等公益 性の高い事業の用に供する場合は許可)				
	第1種農地	20ha以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった等良好な営農条件を備えている農地	原則不許可(土地収用法対象事業等公益 性の高い事業の用に供する場合は許可)				
基準	第2種農地	近い将来市街地(公共施設から500m以内にある農地等) として発展する環境にある農地や農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地	周辺の他の土地に立地することが困難な場合,公益性の高い事業の用に供する場合等は許可				
	第3種農地	都市的施設の整備された区域内の農地や市街地の区域また は市街地化の傾向が著しい区域にある農地等	原則許可				
一般基準	実 現 性	申請目的(転用計画)の実現の確実性があるか、他法令の許 認可の見込みや、資金計画の妥当性	適当であると認められない場合は不許可				
	被害防除措置	周辺農地への営農条件に支障を及ぼす恐れがないか					